

# 福井県教育委員会 教育職員免許に関する規則の一部改正

## 1 改正の理由

- 義務教育学校の創設に伴い、免許の併有を促進するため、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」が平成28年4月1日に施行された※1。福井県では平成29年4月1日に福井大学教育学部附属義務教育学校が開設され、平成30年4月1日から単位軽減の対象教員が現れる ※1 平成28年3月31日公布

### ○義務教育学校の創設に関する改正

- 教職経験に応じた免許状取得必要単位数の軽減

教育職員免許法別表第8（隣接する校種※2の免許状取得）により免許状を取得する際に必要とされる単位数について、取得する免許状の校種に関する教職経験※3に応じ、単位を修得したものとみなすことになった。

※2 校種とは小学校・中学校など。隣接とは小学校の場合、幼稚園・中学校。

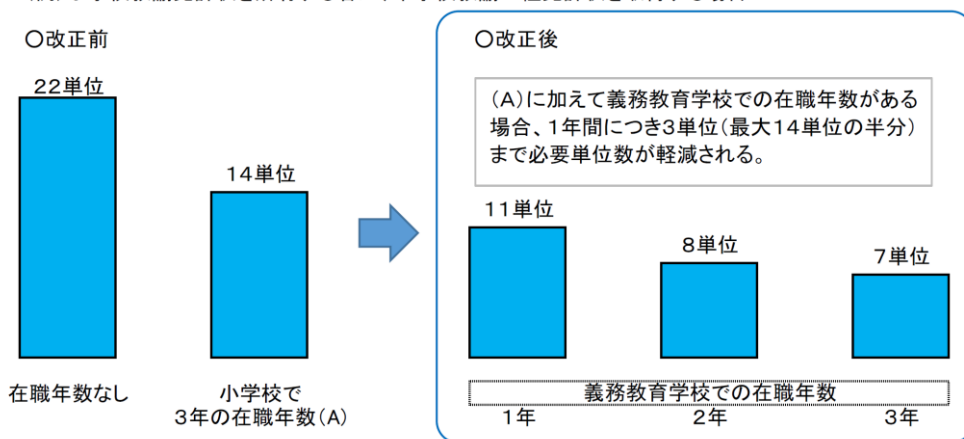
※3 平成28年4月1日以降の教職経験に限る。

(改正前) 有する免許状に関する校種の学校における在職年数3年が必要。取得する免許状に応じて必要単位数が規定されている。



(改正後) 有する免許状に関する校種の学校における在職年数3年に加え、取得を受ける免許状に関する校種の在職年数がある場合、必要単位数が1年間につき3単位ずつ軽減される（必要単位数の半数まで）。

(例) 小学校教諭免許状を所有する者が、中学校教諭二種免許状を取得する場合



## 2 改正の概要

- 施行規則等の改正に対応するため、規則を改正する。

### ○改正点（新旧対照表参照）

- 第7条の2を新設し、単位の修得方法について規定。それに伴い、現第7条の2を第7条の3に繰り下げ、不必要な記載を削り、適切な表記に改める。
- その他、条ずれなど誤った部分を修正。

## 3 施行日

平成30年4月1日